

受検でタブレットPCを使用できるかどうか分からないので、普段の授業で、読み書きが困難な児童生徒に対して、代替手段としてのタブレットPC活用(例:手書きの代替としてキーボード入力)を認めるかどうか迷っています。

## ▶どんな意見が出されましたか？



受検でタブレットPCを使えないかもしれないから、普段の授業でも使用を認めるのは難しいです。

紙と鉛筆が基本ですね。



まずは、情報収集から始めてみるとよいと思います。

特別支援教育コーディネーターや進路指導主事など詳しい先生に聞きますね。



「合理的配慮」って聞いたことがあるから、とりあえず、授業で試してみようと思います。受検での使用の可否は気になりますが…。



## ▶ワンポイント解説



●文部科学省では、高等学校入学者選抜において、学習障害のある生徒に対して、ICT機器を活用した配慮事例を紹介しています。 【補足資料2-4】

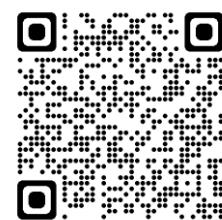
●大学入学共通テストの「受験上の配慮案内」(令和5年度)には、学習障害等の発達障害に関する配慮事項として、以下の事項が掲載されています。

- 試験時間の延長(1.3倍)
- チェック解答
- 拡大文字問題冊子(14ポイント、22ポイント)の配付
- 注意事項等の文書による伝達
- 別室の設定
- 試験室入口までの付添者の同伴
- パソコン(タブレット端末を含む。)の利用 【※「その他の希望配慮事項等」として例示】

(参考) 独立行政法人 大学入試センター

▶ 大学入学共通テストの試験情報のページに、毎年度、「受験上の配慮案内」が掲載されます。

[https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/shiken\\_jouhou/](https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/shiken_jouhou/)

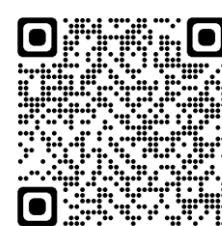


●例えば、定期考査でパソコンで解答を記入することにより、自分の考えがまとめやすくなったり、考える時間の確保と正確な漢字を使用することで体裁も整えられ、課題に対する達成感を持つことができ、以降の課題にも前向きに取り組むことができるようになった合理的配慮の実践事例があります。

(参考) 国立特別支援教育総合研究所「インクルDB」

▶ 例えば、「学習障害」「タブレット」というキーワードで検索してみると事例が表示されます。

<https://inclusive.nise.go.jp/>



●合理的配慮は日頃から実施し、その取組を個別の教育支援計画に明記して、保護者の了解を得た上で進路先に引き継ぐことが大切です。